

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| | 指名停止措置業者名 | 住所 | 備考 |
|---|-----------|-----------------|----------|
| ① | 株式会社二輝建設 | 茨城県潮来市日の出4-8-12 | 2-016418 |

2. 指名停止措置期間

認定日より 2週間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

4. 事実概要

二輝・澤田特定建設工事共同体は、潮来市発注の潮来小学校体育館改修工事（潮来地内）の工事現場において、令和7年6月30日、高さ2.7mの鉄骨上で雨桶のビス止め作業中、足を踏み外し転落し作業員1名が重症を負った。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第1第8号（3）に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

| 措置要件 | 期間 |
|---|-----------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) (2) 略 (3) 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 | 2週間以上1月以内 |